入　札　説　明　書

　遠隔臨場用機器賃借業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　令和３年６月９日

２　契約担当者　京都府知事　西脇　隆俊

３　担当部局　〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府建設交通部指導検査課指導係（京都府庁第2号館5階）

電話番号 (075)414-5219

４　入札に付する事項

　(1) 業務の名称及び数量　遠隔臨場用機器賃借業務 一式

　(2) 業務の仕様等　別添「遠隔臨場用機器賃借業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり

　(3) 履行期限　令和４年３月３１日

　(4) 納入場所　業務仕様書のとおり

５　入札説明会の日時及び場所

　入札説明会は実施しない。なお、質問等がある場合は、令和3年6月15日（火曜日）正午までに ３ に示す場所へ質問書を提出すること。

６　入札に参加できない者

　　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者

７　入札に参加する者に必要な資格

　　入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

　(1) 公告に定める遠隔臨場用機器賃借業務に係る一般競争入札参加資格確認通知を受けているものであること。

　(2) ８の(1)で定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置がなされていないこと。

　(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の１月１日をいう。以下同じ。）において、直前２営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生手続の開始決定がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次の(ｱ)から(ｸ)までのいずれかに該当する者

(ｱ) 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ｲ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ｳ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ｴ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ｵ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ｶ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(ｷ) 暴力団及び(ｱ)から(ｶ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(ｸ) (ｱ)から(ｷ)までのいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後２年間を経過しないもの

オ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

８　入札参加資格の審査

　　入札に参加を希望する者は、申請書（別紙様式１）及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

　(1) 提出期間

　　　令和３年６月９日（水）から令和３年６月１５日（火）までの間

　(2) 提出場所

　　　３に同じ。

(3) 提出方法

提出期間中に提出すること｡

　なお、提出は郵送によることとする。

　(4) 添付資料

　　　申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

1. 法人にあっては商業登記簿謄本及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等（写し可）
2. 取引使用印鑑届
3. 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別紙様式Ｂ）
4. 府税納税証明書（別紙様式２により申請し、取得すること）
5. 消費税及び地方消費税の納税証明書（書式その３、書式その３の２又は書式３の３のいずれか）（写し可）
6. 会社概要
7. 営業経歴書（別紙様式３）
8. 誓約書（別記様式（第2条関係））

　(5) 確認通知

　　　資格審査の結果については、令和３年６月１７日（木）までに一般競争入札参加資格確認通知書（以下「結果通知書」という。）を郵便により発送する。

　(6) その他

　　　申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

　　　提出書類はＡ４版で作成し、１部提出すること。

　　　提出された書類は、本府において無断使用することはない。

　　　虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めない。

９　入札手続等

　(1) 入札及び開札の日時及び場所

　　　令和３年６月２２日（火）午前１０時

　　　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府庁旧本館1階指導検査課別室

　(2) 入札方法

1. 入札書の提出方法
2. 郵便の種類は、書留郵便とする
3. 入札書は二重封筒とし、表封筒に「６月２２日開札　遠隔臨場用機器賃借業務　入札書在中」と朱書きし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、指導検査課長あての親展とする。
4. 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。だだし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。
5. 入札書以外に提出すべき書類があるときは、書留郵便又はこれに準ずる方法により提出する。
6. 公告、公示に提出期限を示し、入札書等は当該提出期限までに必着させなければならない。
7. 入札書の提出期限

入札と開札の日が同一の場合においては当該日の前日（この日が京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第４号）第１条第１項に規定する府の休日の場合には、この前日）とし、入札と開札の日が異なる場合においては入札の日とする。

1. 入札書の受領等
2. 郵便入札受付簿に受付日等必要事項を記入するとともに、入札書を封かんのまま開札の日時まで金庫等に厳重に保管する。
3. 受付日は文書主務課（政策法務課文書係）が郵便局から書留郵便を受領した日（文書事務主務課を経由せずに直接入札執行課が受領したときはその日）とする。
4. 資格審査申請者から審査終了時に入札書が提出された場合は郵便入札受付簿及び入札書の中封筒の表にその旨を記載する。この場合において、資格の有無を決定したとき、又は開札の日時までに資格審査を終了しない見込みのときは、郵便入札受付簿及び入札書の中封筒にその旨を記載し、申請者にその結果を通知する。
5. 提出期限の翌日以降に送付された入札書は、入札条件に違反し、無効となるため、当該郵便物は開封せず、関係郵便局に配達日を確認し、当該郵便物の裏表をコピーして保存する。
6. 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回させてはならない。
7. 開札への立会

郵便入札を行う者についても、再度入札等入札事務を円滑に執行するため、できるだけ入札者又はその代理人を開札に立ち会わせるものとする。

1. 再度入札

開札に立ち会わない入札者等（代理人を含む。）がいる場合に再度入札を行うときは、入札書の郵送期間を考慮して再度入札の期日を設定し、当該入札者等に対し、再度入札の通知を行う。

1. 再度入札の特例
2. 急を要する場合は、入札参加者にあらかじめ再入札書を入札書とともに提出させることができる。この再入札書は入札書とは別の封筒に入れ、「再入札書在中」と記載させ、表封筒に同封させる。
3. あらかじめ再入札書を入札書とともに提出させようとする場合に、参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が直接入札する場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。
4. 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が１名であっても、原則として入札を執行する。
5. 入札回数は２回までとする。
6. 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を持参により事前に提出すること。

　(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について　　押印をしておかなければならない。

　　　なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

　(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

　(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

　(6) 入札者は、入札説明書及び業務仕様書、契約書案、その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

　(7) 入札書に記載する金額

　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

　　ア　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

　　イ　開札場所には、関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。

(10) 入札の無効

　　　次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

　　　なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

　ア　公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

　イ　申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者

　エ　金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

　オ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

　カ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者

　キ　関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

　ク　その他入札に関する条件に違反した者

(11) 落札者の決定方法

　ア　京都府会計規則（昭和５２年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第１４５条　　　の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちにこれに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

　 イ　落札者が落札決定通知のあった日から５日以内に契約を締結しないときは、落札者は　　　当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10　契約の手続において使用する言語及び通貨

　　日本語及び日本国通貨

11　入札保証金

　　免除

12　違約金

　　落札者が契約を締結しないときは、落札金額の１００分の５相当額の違約金を徴収する。

13　契約保証金

　　免除

14　契約書の作成の要否

　　要（別紙契約書案により作成するものとする。）

15　その他

　(1) １から１４までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

　(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。

　(3) 業務仕様書、契約書案、回答書等については、入札後速やかに返却すること。

　(4) 入札者は、入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。